

令和2年竹田市農業委員会3回総会議事録

1. 日 時 令和2年3月6日(金) 午後1時30分～午後2時52分
2. 場 所 竹田市役所2階庁議室
3. 出席委員 12名
1 番 丹 統司、2 番 小伏間敬雄、3 番 佐藤 博一、4 番 本郷 敦子
6 番 渡部美保子、7 番 馬場 一己、8 番 和田 京子、9 番 長野 幸生、10 番 志賀 一幸
11 番 工藤 一美、12 番 原 眞治、13 番 森 哲秀
4. 欠席委員 1名
5 番 麻生 敏明
5. 農業委員会事務局職員
事務局長：坂本大蔵、次長兼管理係長：甲斐正寿、農地係長：工藤裕崇、管理係：津曲美香
6. 議事
議案第17号 農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分・・・・・・・・・・・・ 4件
議案第18号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・・・ 4件
議案第19号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35件
議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・・・・・ 12件
議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・・・・・ 1件
議案第22号 非農地証明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5件
議案第23号 国有財産の売払いに伴う意見の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
議案第24号 利用状況調査に基づく非農地の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 249件

会長 あいさつ

局長 ただいまの出席委員数は、12人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和2年竹田市農業委員会第3回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、6番 渡部美保子委員、7番 馬場一己委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第5号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、15件ありましたので報告します。

6番、7番及び11番の3案件は、議案第20号の農地法第3条の所有権移転に関連し、合意解約するものです。

12番から15番の4案件は、議案第19号の農用地利用集積計画に関連し、合意解約するものです。続きまして、報告第6号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、7件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようです。これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第17号	農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分	4件
議案第18号	農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	4件
議案第19号	農用地利用集積計画の承認について	35件
議案第20号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	12件
議案第21号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第22号	非農地証明について	5件
議案第23号	国有財産の売払いに伴う意見の決定について	1件
議案第24号	利用状況調査に基づく非農地の認定について	249件

以上、311件を、本日の議案として提案いたします。

議長

議案第17号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第17号につきましては、事業の所管先であります農政課の井出係長から説明いたします。

農政課

1番から4番の案件は農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ10年間の賃借権による権利の設定を行うものであります。

議長

只今、議案第17号について、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第17号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第18号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について を議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第18号につきまして、事業の所管先であります農政課の井出係長から説明いたします。

農政課

先の議案第17号におきまして土地所有者から大分県農業農村振興公社への権利設定の承認をいただきましたが、議案第18号の農用地利用配分計画案は、農地中間管理事業による10年間の賃貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものであります。

1番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。選定理由としましては、「地域の担い手で当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域で調整済み」となっています。

2番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由としましては、「人・農地プランの中心的経営体としてマッチングした結果」となっています。

3番の借受人については、認定農業者である〇〇〇〇氏です。選定理由としましては、「人・農地プランの中心的経営体としてマッチングした結果」となっています。

4番の借受け人は、新規就農者の〇〇〇〇氏です。労力2名、白ネギ、高菜の野菜栽培中心の経営を計画しています。選定理由としましては、「双方でマッチングした結果」となっています。

議長

只今、議案第18号について、事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

9番 長野幸生委員

4番の畑と牧場は別々ですか。

農政課

登記は牧場ですが、現況は畑となっています。元々は、牧場であったのですが、そこを〇〇〇〇が取得し畑にしています。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第18号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

ここで、休憩いたします。農政課の井出係長は、退席してください。ありがとうございました。

(午後1時55分)

議長

(午後1時56分)

それでは、再開します。議案第19号 農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。14番の案件について、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限に該当すると思われるので、議事進行を志賀副会長に委ね、退席します。

ここで、休憩いたします。

(森会長は一時、退席) (午後1時58分)

議長(副会長)

(午後1時58分)

それでは、議長を交代いたしまして、再開します。議案第19号の14番の説明を、事務局に求めます。

事務局

14番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力2名、水稻栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

議長（副会長）

只今、議案第19号の14番の案件について、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議長（副会長）

無いようですので討論を終結いたします。

議案第19号の14番について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長（副会長）

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号の14番の農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

ここで、休憩いたします。

（森会長着席） （午後2時1分）

議長

それでは、再開します。議案第19号の1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

1番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力2名、水稻栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

2番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

3番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、再設定です。

4番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の使用貸借、再設定です。労力1名、水稻栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

5番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。1年間の使用貸借、再設定です。労力2人、水稻栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

6番及び9番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力1名、水稻栽培中心の農家です。借受農地の効率的な利用が見込めます。

7番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2名、水稻・野菜栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

8番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。6年間の賃貸借、再設定です。

10番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

11番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年2ヶ月間の賃貸借、新規設定です。労力1名、水稻栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

1 2 番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の使用貸借、新規設定です。

1 3 番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の使用貸借、再設定です。

1 5 番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の貸貸借、再設定です。

1 6 番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の使用貸借、再設定です。労力1名
水稲・野菜栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

1 7 番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。4年10ヶ月間の貸貸借、新規設定です。労力1名、野菜栽培
中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

1 8 番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の貸貸借、再設定です。

1 9 番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の貸貸借、再設定です。労力3名、水
稲栽培・畜産中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

2 0 番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の貸貸借、再設定です。労力1名、水稲栽培中心の農家
であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

2 1 番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の貸貸借、再設定です。

2 2 番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の貸貸借、再設定です。労力2名、水
稲栽培・畜産中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

2 3 番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の使用貸借、再設定です。

2 4 番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の貸貸借、再設定です。労力2名、水稲栽培中心の農家
であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

2 5 番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の貸貸借、再設定です。労力2名、水稲栽培中心の農家
であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

2 6 番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の使用貸借、再設定です。労力1名、水稲栽培中心の農
家であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

2 7 番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。4年11ヶ月間の貸貸借、再設定です。

2 8 番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の貸貸借、再設定です。

2 9 番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。2年間の貸貸借、再設定です。労力2名、水稲栽培中心の農家
であり、借受農地の効率的な利用が見込めます。

3 0 番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。1年間の貸貸借、新規設定です。

3 1 番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。10年間の使用貸借、再設定です。

3 2 番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。3年間の貸貸借、再設定です。労力4名、畜産中心の農家であ
り、借受農地の効率的な利用が見込めます。

3 3 番から3 5 番の3 案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の貸貸借、再設定です。

全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満
たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、議案第19号の14番を除く1番から35番までの34案件について、事務局による説明がありま
したが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第19号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号の農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長

続いて、議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第20号の1番の案件は譲渡人 持分2分の1 ○○○○氏から譲受人○○○○氏へ、申請地の竹田市大字三宅字不納戸○○○○番 外1筆 田2筆 合計面積641平方メートルを所有権移転するものです。

譲受人の取得後の経営規模は、5,462平方メートルとなり、下限面積要件を充たしています。

議長

8番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

8番 和田京子委員

議案第20号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台を所有しており野菜・果樹栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第20号の2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第20号の2番の案件は譲渡人○○○○氏から譲受人○○○○氏へ、申請地の竹田市大字飛田川字橋本○○○○番 外7筆 田3筆、畑5筆 合計面積16,642.28平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、21,917.28平方メートルとなり、下限面積要件を充たしてい

ます。

議長

6番 渡部美保子委員に調査報告をお願いします。

6番 渡部美保子委員

議案第20号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター2台を所有しており水稻・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第20号の3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第20号の3番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字九重野字向田〇〇〇〇番 外2筆 田3筆 合計面積4,398平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、29,406平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

3番 佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

3番 佐藤博一委員

議案第20号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植え機1台を所有しており水稻・野菜栽培特にピーマン中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第20号の4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第20号の4番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字九重野字カゴメウラ〇〇〇〇番 田1筆 面積3,598平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、5,222平方メートルとなり、下限面積要件を充たしています。

議長

3番 佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

3番 佐藤博一委員

議案第20号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター1台を所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第20号の5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第20号の5番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字吉田字前〇〇〇〇番 田1筆 面積624平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営面積は11,585平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

1番 丹統司委員に調査報告をお願いします。

1番 丹統司委員

議案第20号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、田植え機1台・耕運機2台を所有しており水稻・野菜・果樹栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第20号の6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第20号の6番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字渡瀬字渡瀬〇〇〇〇番 田1筆 面積1,720平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、11,506.22平方メートルとなり、下限面積要件を充たしています。

議長

1 番 丹統司委員に調査報告をお願いします。

1 番 丹統司委員

議案第20号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、運搬機と動力噴霧器と草刈り機を所有しておりカボス栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第20号の7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第20号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字久保字仲村〇〇〇〇番 外10筆 田8筆、畑3筆 合計面積17,142平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、17,142平方メートルとなり、下限面積要件を充たしています。

議長

9 番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

9 番 長野幸生委員

議案第20号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植え機1台を所有しており水稲・野菜・栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第20号の8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第20号の8番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字米納字尾崎〇〇〇〇番 田1筆 面積602平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、5,591平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

6 番 渡部美保子委員に調査報告をお願いします。

6番 渡部美保子委員

議案第20号の8番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台を所有しており稲作・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第20号の9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第20号の9番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字小川字熊地〇〇〇〇番 外2筆 田3筆 合計面積4,957平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、17,377平方メートルとなり、下限面積要件を充たしています。

議長

6番 渡部美保子委員に調査報告をお願いします。

6番 渡部美保子委員

議案第20号の9番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植え機1台を所有しており水稻栽培および畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第20号の10番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第20号の10番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市荻町高城字前原〇〇〇〇番 外1筆 田2筆 合計面積3,804平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、52,636.90平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

2番 小伏間敬雄委員に調査報告をお願いします。

2番 小伏間敬雄委員

議案第20号の10番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター3台とコンバイン1台・田植え機1台を所有しており水稻・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第20号の11番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第20号の11番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字南ヶ代〇〇〇〇番 外2筆 田3筆 合計面積4,180平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、28,432平方メートルとなり、下限面積要件を充たしています。

議長

7番 馬場一己委員に調査報告をお願いします。

7番 馬場一己委員

議案第20号の11番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター3台・コンバイン1台を所有しており水稻・飼料用稲栽培および畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第20号の12番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第20号の12番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字鑰小野〇〇〇〇番 外1筆 田2筆 合計面積2,418平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、31,504平方メートルとなり、下限面積要件を充たしています。

議長

7番 馬場一己委員に調査報告をお願いします。

7番 馬場一己委員

議案第20号の12番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター2台・コンバイン1台・田植え機1台を所有しており稲作及び畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第20号について調査報告がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

3番 佐藤博一委員

11番と12番は、住所が北九州になっており、規模縮小になっていますが、今まで耕作をしていたのですか。

事務局

北九州市小倉南区となっています。両親が亡くなり、この方が〇〇〇〇に勤務しているので、農業をすることが困難になったということです。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので討論を終結いたします。

議案第20号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号はこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第21号の1番の案件は、申請地 竹田市直入町大字下田北字平園〇〇〇〇番 面積896平方メートルの畑です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林用地です。申請地は、母が野菜栽培をしていましたが、高齢で農地として管理できなくなり、スギとさくらの植林を計画したものです。雨水は自然浸透する計

画です。工事期間は、許可後から令和2年5月31日までを予定しています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

11番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤一美委員

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼす虞がなく、計画を実施できることが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第21号について調査報告がありましたが、ご意見・ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第21号について、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、許可相当として意見を付して大分県知事に進達いたします。

議長

続いて、議案第22号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第22号の1番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字平田字有添田○○○
○番 外3筆 登記地目 田4筆 合計面積1,796平方メートルの土地です。稲葉川に隣接した土地で、
度重なる災害で水没するため平成元年頃から管理ができなくなりました。その後、平成21年に特定事業の
盛土工事を行い、資材集積場として利用するため特定事業許可を受けました。現況は雑種地となっています。
始末書が添付されています。

議長

8番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

8番 和田京子委員

1番の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第22号の2番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字太田字牧○○○○番外5筆 登記地目 畑5筆、宅地1筆 合計面積2,520平方メートルの土地です。周囲を山に囲まれ、管理していた父が高齢となり、平成3年頃から農地の管理ができなくなりました。現況は山林・原野となっております。始末書が添付されています。

議長

8番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

8番 和田京子委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林・原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第22号の3番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市荻町木下字南ヶ迫○○○番 登記地目 畑1筆 面積2,532平方メートルの土地です。周囲を山に囲まれ獣害がひどいというえ、日当たりが悪く農地として管理できなくなり、平成9年頃、ヒノキを植林しました。現況は山林となっております。始末書が添付されています。

議長

12番 原眞治委員に調査報告をお願いします。

12番 原眞治委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第22号の4番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市荻町柏原字高平○○○○番 登記地目 畑1筆 面積2,899平方メートルの土地です。父が農地の管理をしていましたが管理ができなくなり、昭和50年頃に植林しました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

12番 原眞治委員に調査報告をお願いします。

12番 原眞治委員

4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、5番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第22号の5番の案件は、相続人の○○○○氏が申請する、申請地 竹田市荻町田代字下原○○○○番 外2筆 登記地目 田3筆 合計面積2,332平方メートルの土地です。周囲を山に囲まれ傾斜地にある土地のため管理が難しく、平成5年頃から農地の管理ができなくなりました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

12番 原眞治委員に調査報告をお願いします。

12番 原眞治委員

5番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第22号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、質疑はありませんか。

3番 佐藤博一委員

4番の案件ですが、両脇に農地があるが、木が植わっていることで日陰になるなどの影響はないのですか

12番 原眞治委員

両脇の農地が東側と西側にあり、木もくぬぎなので影響はあまりないと考えられます。

9番 長野幸生委員

過去に宮城の〇〇〇〇で、こういう状況の時に境から5メートル木を切ってくれとの事例がありました。

10番 志賀一幸委員

昔から植林するときは、何メートルか下げて植えなければいけないといわれています。しかし、今は境に植えていますね。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第22号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第23号 国有財産の売払いに伴う意見の決定について、譲受人が農地法第46条に規定する農業者に該当しているか、意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第23号につきまして、所有者の農林水産省から国有財産の売払い先として、譲受人が妥当であるか、否かの意見を求められています。国有地の竹田市大字今字小原〇〇〇〇番 畑1筆 合計面積937平方メートルを〇〇〇〇へ払い下げるものです。

譲受人は、酪農振興に必要な施設を有し、試験研究や乳牛及び肉用牛の経営・流通に関する事業を行っている法人です。役員5名は農業に従事しており、畑地などで飼料を生産しています。農機具は、トラクター3台を所有し、取得後の経営規模は、335,945平方メートルで、下限面積要件を充たします。

本件の周辺の農地は、〇〇〇〇が所有しており、県単事業により周辺の農道整備等の基盤整備事業が計画されています。農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、農地法第46条の要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第23号について事務局から報告がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

9番 長野幸生委員

〇〇〇〇が持っている牧場はどこですか。

事務局

写真を見ていただきたいのですが、白く写っている建物の左側が牧場になります。

9番 長野幸生委員

〇〇〇〇が持っている牧場の中に国有地があったということですね。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので討論を終結いたします。

議案第23号について、許可相当として意見を付して、九州農政局に進達することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、許可相当として意見を付して九州農政局に進達いたします。

議長

続いて、議案第24号 利用状況調査に基づく非農地認定について を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第24号の案件は、利用状況調査を実施した結果、B分類の荒廃農地と判断された農地について、農地への復旧が困難で非農地認定をすることに問題はないか意見を求めるものです。今回は、田139筆、面積78,816平方メートル、畑107筆、面積49,633.4平方メートル、その他3筆、面積430平方メートル、合計249筆、面積128,879.4平方メートルを非農地として認定するものです。そのうち農業振興地域の農用地区域内の農地は、29筆、面積26,289平方メートルです。ほ場整備済の

農地は含まれていません。

内訳として、竹田地域では、田100筆、面積42,345平方メートル、畑77筆、面積32,714平方メートル、その他3筆、430平方メートル、合計180筆、面積75,489.4平方メートルです。

荻地域では、田10筆、面積4,895平方メートル、畑15筆、面積8,532平方メートル、合計25筆、面積13,427平方メートルです。

久住地域では、田22筆、面積13,703平方メートル、畑14筆、面積7,670平方メートル、合計36筆、面積21,373平方メートルです。

直入地域では、田7筆、面積17,873平方メートル、畑1筆、面積717平方メートル、合計8筆、面積18,590平方メートルです。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見・質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第24号について、非農地認定をすることにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 非農地認定についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年竹田市農業委員会 第3回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

【閉会：午後2時52分】

令和2年3月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....